

働くひとが活躍できる 商工業支援事業（令和7年度～9年度）

新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みから経済活動の正常化に伴い日本経済が回復する中で、企業の人手不足が深刻化している。本市の商工業の持続的な成長を実現すべく、働くひとが活躍できるようウェルビーイング経営に向けた取り組みを啓発することで、市内事業所で働くひとが健康で幸福感が実感できる労働環境の醸成を促し、雇用の確保につなげる。また、企業の生産性を高めるとともに、新たな事業展開、成長戦略への取組を積極的に後押しすることで、稼ぐ力の向上を図る。さらに、新規創業や企業の立地により、新たな事業や雇用機会の創出と投資のさらなる促進を図り、支援機関や産業支援コーディネーターと一体となり地域経済の成長発展を促進する。

ウェルビーイングにつなげる支援(1事業)

①ウェルビーイング経営推進事業

〔目的〕

市内商工業の持続的な成長を実現するため、働くひとが活躍できるようウェルビーイング経営に向けた取り組みを啓発することで、市内事業所で働くひとが健康で幸福感が実感できる労働環境の醸成を促し、生産性の向上と雇用の確保につなげる。

〔内容〕

(1)ウェルビーイング経営の普及啓発

(2)働き方改革・働きがい改革に取り組んでいる市内事業所を認定（ウェルビーイング経営認定）



稼ぐ力の向上支援(6事業)



①資格取得事業補助金

〔目的〕

企業の人材育成として実施する資格取得を支援する

〔対象者〕

市内に事業所を有する中小企業者

〔対象経費〕

資格取得に係る受検料など

〔補助率・上限額〕

対象経費の2分の1以内

（上限額：1事業者1年度あたり10万円）



②事業承継推進補助金

〔目的〕

企業の円滑な事業承継を促進する

〔対象者〕

市内に事業所を有する中小企業者

〔対象経費〕

事業承継に資する施設整備、士業等報酬、

販路開拓・広告宣伝、研修費

〔補助率・上限額〕

対象経費の3分の2以内(上限額：100万円)

奨励金(上限額：50万円) ※事業期間：令和6年度～8年度の3年間



③経営革新事業支援補助金

〔目的〕

承認を受けた経営革新計画に沿って取り組む事業活動を支援する

〔対象者〕

市内の中小企業者又は中小企業者の団体

〔対象経費〕

承認を受けた経営革新計画の実施に必要な事業に係る経費

〔補助率・上限額〕

対象経費の2分の1以内(上限額：300万円)



④先端設備等導入促進事業補助金

〔目的〕

市内産業の設備投資を加速させ、生産性の向上及び競争力の強化を図る

〔対象者〕

市内に事業所を有する中小企業者

〔対象経費〕

先端設備等導入計画に基づく先端設備等の導入経費

〔補助率・上限額〕

対象経費の3分の1以内

(上限額：150万円※賃上げ要件を満たす場合の上限額加算50万円を含む)



⑤商工業借入資金利子補給金

〔目的〕

市内の中小企業者の利子負担を軽減する

〔対象者〕

株式会社日本政策金融公庫の行う小規模事業者経営改善資金融資制度又は本市による制度融資により借入を行った事業者

〔対象経費〕

利子（支払利息）

〔補助率・上限額〕

補給対象支払利息の2分の1以内で法定利率の2分の1を限度とする

(補給対象支払利息は借入金額のうち2,000万円を限度で補助期間は5年以内)



⑥産業支援・異業種連携促進事業

〔内容〕

市内企業が抱える経営課題の克服を実践的経験及び専門的知識を有する産業支援コーディネーターが支援するとともに、積極的な「攻めの経営」への転換を促進する。また、異業種連携を促進することにより新商品等の開発を後押しし、その販路の開拓についても支援を行う。

(1)企業訪問による経営、技術課題等のヒアリングから課題克服までをサポート

(2)企業が持つ成長戦略の具現化や大企業等の取引支援、既存商品等のブランディングや販路の開拓

(3)異業種連携による新商品開発及び販路開拓の促進



新たな事業・雇用機会の創出(5事業)



①起業支援補助金

〔目的〕

市内での創業者を支援し、市内産業の振興及び活性化を図る

〔対象者〕

市内で起業する新規創業者で、金融機関から事業資金の融資を受けて事業を始める者（農業、林業、漁業、医療、福祉を除く業種）

〔対象経費〕

①事業所開設に要する経費

②市場調査や販売促進等、経営の安定に向けて行う経費

〔補助率・上限額〕

対象経費の2分の1以内（上限額：①300万円（賑わい創出要件を満たす場合の上限額加算100万円含む）、②30万円）



②工業等振興条例奨励金

〔目的〕

市内での企業立地を促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大を図る

〔対象者〕

- ・市内に製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の事業所(延べ床面積500㎡以上)を建設する者であって、事業所の取得価額が2億円以上である者
- ・用地取得後1年以内に建設工事に着手する者

〔対象経費・補助率・上限額〕

固定資産税(土地・家屋・償却資産)相当額3年間



③民間事業用地開発促進奨励金

〔目的〕

市内での企業用地の開発を促進し、企業誘致及び市内企業の事業拡大を図る

〔対象者〕

3,000㎡以上の事業用地を造成し、製造工場、物流施設、研究所等を建設する者(リース事業者が造成する場合も対象)であって、固定資産投資額が大企業の場合は2億円以上、中小企業の場合は1億円以上の者

〔対象経費〕

造成に係る費用

〔補助率・上限額〕

対象経費の2分の1以内

開発面積に応じた上限額

3,000㎡以上6,000㎡未満の場合:1,000万円

6,000㎡以上10,000㎡未満の場合:2,000万円

10,000㎡以上の場合:3,000万円



④本社機能移転促進補助金

〔目的〕

市外から市内への本社機能移転を促進し、雇用機会の増大と地域の振興を図る

〔対象者〕

市内に本社機能に移転し、本社機能業務新規常用雇用者が2人以上である法人

〔補助率・上限額〕

本社機能業務新規常用雇用者1人につき50万円

(上限額:1,000万円)



⑤地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)

〔目的〕

市が金融機関と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与する

〔対象者〕

法人格を有する民間事業者

〔対象経費〕

地域振興につながる事業を行う施設や建物の取得、整備、改良などの設備投資等にかかる費用や、当該設備投資の取得等に伴い必要となる付随費用(試験研究開発費など)

〔上限額・融資条件〕

貸付対象事業費の総額から補助金を控除した額の60%

貸付上限額 24億円

貸付利率 無利子

融資期間 5年以上20年以内(据置期間5年以内)

